

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【水資源機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月10日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人水資源機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○利益剰余金の取扱については、第2期中期計画に引き続き第3期中期計画においても、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認(約579億円)を受け活用することとした。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>●『「本社・支社局と事務所の役割分担や業務の実施方法の見直し、業務スペースの適正化及び組織の統廃合を推進し、間接部門のスリム化及び事務所の業務体制の効率化を図る」ことを第3期中期計画に規定し、取り組んでいる。</p> <p>●平成25年4月には、これまでに引き続き一般管理部門、現場事務所を併せて28名減とし、年度内に本社の業務スペースを縮減する。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	該当なし
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	該当なし
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	●職員研修施設については、本社会議室、貸会議室、民間宿泊施設等を利用することにより職員研修機能を代替することとし、処分等も視野に入れ検討していく。
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	○宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、第3期中期計画に基づき処分を進めている。また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣)に基づき、今後の利用状況等を考慮し処分等の検討を行っている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度以降の実績は以下のとおりである。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース)一般競争等48,483,353千円(86.6%)、競争性のない随意契約7,492,748千円(13.4%) (件数ベース)一般競争等1,468件(81.8%)、競争性のない随意契約326件(18.2%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース)一般競争等32,787,968千円(81.7%)、競争性のない随意契約7,362,565千円(18.3%) (件数ベース)一般競争等1,355件(82.3%)、競争性のない随意契約292件(17.7%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース)一般競争等29,154,717千円(79.2%)、競争性のない随意契約7,633,852千円(20.8%) (件数ベース)一般競争等1,344件(85.0%)、競争性のない随意契約237件(15.0%)</p> <p>○平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認及び契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。</p> <p>同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、ロットの拡大又は分割による発注規模の見直し、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	●機構の関連法人としては、(財)愛知・豊川用水振興協会が該当するが、平成24年度において当該法人との間で随意契約は行っていない。また、一者応札による契約締結もなかった。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●「公共サービス改革プログラム(平成23年4月)」等を踏まえ、被服、コピー用紙等事務用品の調達、保険など機構内の集約発注を実施し、調達の効率化、コスト縮減を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役員及び職員の給与規程等を改正し、役職員の給与を削減した。 ●「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等」に準拠して役員及び職員の退職手当規程を改正し、役職員の退職手当支給水準を引き下げた。

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

● 機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきたが、利水者や国民の皆様の一層のご理解が得られるよう、これまでに以下に掲げる給与抑制等の措置を講じている。

(1) 職員本給のカット

平成17年度から職員の本給カット(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を実施しており、平成24年度においては本給の5%カットを引き続き実施した。

(2) 昇給の停止等

平成22年度においては昇給の1ヶ月延伸を実施し、平成23年度及び平成24年度においては昇給の停止を実施した。

(3) 職員本給の現給保障の段階的廃止から全面廃止

平成18年4月に実施された国家公務員の給与構造改革に準じ、機構の職員本給を平均4.8%引き下げたことに伴い、現給保障として、引き下げ前の職員本給との差額を支給する措置については、平成23年度においては100分の50を引き下げ、平成24年度に全面的に廃止した。

(4) 地域手当のカット等

平成22年度から地域手当の支給割合の20%カットを実施するとともに、地域手当の異動保障の凍結を実施しており、平成24年度においても引き続き実施した。

(5) 業績手当の支給月数の減

管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引き下げ(0.35月)に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを行った。

(6) 地域勤務型職員制度の拡大

平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を一律に減額する制度を導入している。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用している。

今後とも利水者や国民の皆様の一層のご理解が得られるよう、平成25年度においては、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていくこととしている。

(1) 職員本給のカット

平成25年度においても、引き続き本給の5%カットを実施することとしている。

(2) 地域手当のカット等

平成25年度においても、引き続き地域手当の支給割合の20%カットを実施するとともに、地域手当の異動保障の凍結を実施することとしている。

(3) 地域勤務型職員制度の運用

地域勤務型職員の制度については、引き続き運用することとしている。

また、今後の給与水準の中期的な目標として、平成21年度の対国家公務員指数から5年間で10ポイント程度低減させることとし、これに向けて取り組みを進め、平成30年度には国家公務員と同程度のものとなるよう努めることとしている。

【平成25年度に見込まれる指数】

対国家公務員指数 108.4

対国家公務員指数(地域・学歴勘案) 114.4

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)について、第2期中期目標期間の最終年度と第3期中期目標期間の最終年度を比較して15%削減する、事業費(新築・改築事業費を除く)について、第2期中期目標期間の最終年度と第3期中期目標期間の最終年度を比較して5%削減する、との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務運営コストの削減に取り組むこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●独立行政法人水資源機構監査規程に基づき、毎年度の監査計画を策定し、的確に内部監査を実施するとともに、外部有識者からなる倫理委員会を設置し、的確なコンプライアンスの確保に努めている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし

国土交通省	水資源機構
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。	2a	当時実施中の新築事業6事業のうち、滝沢ダム建設事業については平成22年度末に事業を完了した。大山ダム建設事業については平成25年度から管理を開始した。その他の4事業については、ダム事業の検証対象とされたことから、新たな段階に入らず現段階を継続し、事業の継続または中止といった事業の方針の判断に必要な検討を進めてきた。このうち、小石原川ダム建設事業については平成24年12月6日に国土交通省により「継続」との対応方針が決定された。	事業の継続が決定した小石原川ダム建設事業については、事業の進捗を図っていく。検証中の3事業については、事業の方針の判断に必要な検討を進めていく。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。 ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。 これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。	2a	平成23年12月26日に「独立行政法人水資源機構 維持管理業務等民間委託拡大計画」を策定し、同計画に基づき管理に係る業務量全体に対する民間委託率を、平成23年度の約36%から平成29年度末までに最大約42%まで拡大することを目標として、民間委託の拡大を進めていくこととしている。 平成24年度は、3管理所をモデル地区として設定し、民間委託拡大に向けて発注方法を工夫しながら試行に着手したところであり、さらに平成25年度は、平成24年度に実施したモデル地区に加え、新たに5地区の管理所にも拡大し、取り組みを進めているところである。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務についても、広報資料館の管理運営、管理用道路の維持管理等について、移管に向けた協議を進めているところである。なお、管理用道路の一部については移管したところであり、広報資料館については、引き続き運営の無人化等により、経費削減を着実に進めているところである。	引き続き、民間委託拡大計画による取り組みを継続する。 また、管理用道路等の移管協議も進めている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03 職員宿舎の見直し	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	2a	宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、整理合理化計画及び中期計画に基づき処分を進めている。また、それ以外の宿舎についても、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づき、今後の利用状況等を考慮し処分等の検討を行っている。 本社においては、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地（さいたま市見沼区）に新宿舎を平成24年9月に完成させ、4宿舎を平成25年度中に現物納付または売却による処分による国庫納付を行うため各関係機関と調整を進めているところである。 また、本社以外の宿舎については9宿舎の処分を完了したところであり、残りの宿舎については、引き続き入札を実施するなど処分に向けた取り組みを進めているところである。	引き続き、処分に向けて取り組みを進めるとともに、見直しに向けた検討を行うこととしている。
04 取引関係の見直し	22年度から実施	平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。	2a	平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。 同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し（ロットの拡大又は分割）、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、平成21年度に49.2%（413件）であった一者応札は、平成22年度は19.2%（132件）、平成23年度は20.4%（141件）、平成24年度は19.1%（141件）となった。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。 平成22年度 一般競争等1,468件（81.8%）48,483,353千円（86.6%）、競争性のない随意契約326件（18.2%）7,492,748千円（13.4%） 平成23年度 一般競争等1,355件（82.3%）32,787,968千円（81.7%）、競争性のない随意契約292件（17.7%）7,362,565千円（18.3%） 平成24年度 一般競争等1,344件（85.0%）29,154,717千円（79.2%）、競争性のない随意契約237件（15.0%）7,633,852千円（20.8%）	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。

05	保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。	2a	<p>利益剰余金の取扱いについては、第2期中期計画に引き続き第3期中期計画においても、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、各関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認（約579億円）を受け活用することとした。</p>	承認を受けた積立金を活用し、今後とも国及び利水者の負担軽減を図る。
06	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	<p>給与水準の適正化に向け、平成24年度においては、次の措置を講じた。</p> <p>【役員】 ①本給6.5%カット②地域手当の支給割合20%カット③地域手当の異動保障の凍結</p> <p>【職員】 ①本給5%カット②地域手当の支給割合20%カット③地域手当の異動保障の凍結④地域勤務型職員の本給減額⑤昇給の停止⑥現給保障の廃止</p> <p>また、「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を実施した。</p> <p>【役員】 ①平成24年4月から国家公務員に準じた率（本給月額の前減率9.77%）で支給額からの減額を実施した（平成26年3月まで）。</p> <p>②国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年3月に本給月額を0.5%引き下げた（平成23年4月から平成24年2月分については平成24年7月期業績手当で調整）。</p> <p>【職員】 ①平成24年7月から等級に応じて、国家公務員に準じた率（本給月額の4.77%～9.77%）で支給額からの減額を実施した（平成26年3月まで）。なお、平成24年4月から平成24年6月分については、平成24年7月期業績手当で調整。</p> <p>②給与改定については、国家公務員に準拠して平成24年12月から実施した（平成23年4月から平成24年3月分相当については平成24年7月期業績手当、平成24年4月から平成24年11月分相当については平成24年12月期業績手当で調整）。</p> <p>これらの取組によって、人件費を平成17年度と比較して23.7%削減した。</p> <p>引き続き、できる限り国家公務員の水準と同等になるよう俸給・手当も含めた全体的な給与の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずる。また、平成25年度においては、次に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていくこととしている。</p> <p>①本級②地域手当のカット並びに地域手当の異動保障の凍結の継続実施③地域勤務型職員制度の運用</p> <p>過去3か年の人件費及びラスパイレス指数の推移は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度（人件費）12,332百万円（ラスパイレス指数）112.6 ・平成23年度（人件費）11,864百万円（ラスパイレス指数）112.1 ・平成24年度（人件費）10,451百万円（ラスパイレス指数）109.4 	<p>給与水準については、主務大臣の検証結果を踏まえ厳しく検証した上でその適正化に取り組み、平成21年度の対国家公務員指数から5年間で10ポイント程度低減させることとし、これに向けて取組を進め、平成30年度には国家公務員と同程度のものとなるように努めるとともに、その検証結果や取組状況の公表を行う。</p> <p>人件費については、今期中期目標期間を通じて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。</p>

No.	90	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人 水資源機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	随意契約の見直し	一般競争入札方式の拡大等		<p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。</p> <p>同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し（ロットの拡大又は分割）、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、平成21年度に49.2%（413件）であった一者応札は、平成22年度は19.2%（132件）、平成23年度は20.4%（141件）、平成24年度は19.1%（148件）となった。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。</p> <p>平成22年度 一般競争等1,468件（81.8%）48,483,353千円（86.6%）、競争性のない随意契約326件（18.2%）7,492,748千円（13.4%）</p> <p>平成23年度 一般競争等1,355件（82.3%）32,787,968千円（81.7%）、競争性のない随意契約292件（17.7%）7,362,565千円（18.3%）</p> <p>平成24年度 一般競争等1,344件（85.0%）29,154,717千円（79.2%）、競争性のない随意契約237件（15.0%）7,633,852千円（20.8%）</p> <p>また、談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の既実施したペナルティ強化を維持し、加えて、毎年度、新規採用職員、退職予定者に対し、談合防止等についての説明会を実施した。さらに、広く職員が参加できる研修等において、独占禁止法等に係る研修を実施するとともに、機構（公団）の既退職者を対象とした法令遵守についての説明会を行った。</p>	-	
2	保有資産の見直し	本社宿舎等の処分		<p>○本社宿舎については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍（さいたま市）に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。</p> <p>○本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。</p> <p>○本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。</p>	<p>○本社においては、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地（さいたま市見沼区）に新宿舎を平成24年9月に完成させ、4宿舎を平成25年度中に現物納付または売却による処分による国庫納付を行うため各関係機関と調整を進めているところである。</p> <p>○本社以外の宿舎については9宿舎の処分を完了したところであり、残りの宿舎については、引き続き、入札を実施するなど処分に向けた取り組みを進めているところである。</p> <p>○本社等の会議所については、平成22年度を持って処分を完了した。</p>	-